建築物の環境配慮のための適切な措置に関する要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府気候変動対策の推進に関する条例(平成 17 年大阪府条例第 100 号。以下「条例」という。)の目的である地球温暖化及びヒートアイランド現象の防止等に関し、その実効性をより高めるため建築物の環境配慮のための適切な措置について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱の用語の意義は、条例の定めるところによる。

第2章 建築物環境評価書の届出

(建築物環境評価書の作成)

- 第3条 条例第 16 条第3項に規定する特定建築物以外の建築物であって別に定める規模 のものの新築等をしようとする者(以下「特定外建築主」という。)又は別に定める規模の既存建築物の所有者(以下「建築物所有者」という。)は、建築物環境評価書(様式 第1号)を作成し、知事に届け出ることができる。
- 2 前項の届出をしようとする特定外建築主又は建築物所有者は、条例第 16 条第 3 項に規 定する再生可能エネルギー源を利用する設備について導入の検討を行った場合は、その 検討結果を前項の建築物環境評価書と併せて届け出ることができる。
- 3 前2項の規定について、特定外建築主は工事着手日の21日前までに届け出るものとする。なお、評価項目については、別に定める。
- 4 第1項の規定による届出をした特定外建築主は、当該建築物の工事が完了したときは その日から15日以内に、建築物工事完了届出書(様式第2号)を知事に届け出るものと する。
- 5 知事は、第1項又は第4項の規定による届出があったときは、その概要を公表することができる。

(建築物環境評価書の変更の届出等)

- 第4条 前条第1項の規定による届出をした特定外建築主は、同項の工事が完了するまでに当該建築物の評価に影響を及ぼす変更を行う場合、その変更に係る工事に着手する15日前までに、それ以外の変更については変更した日から30日以内に、建築物環境評価書変更届出書(様式第3号)を知事に届け出るものとする。
- 2 前条第5項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(指導及び助言)

第5条 知事は、建築物の環境配慮を図るために必要があると認めるときは、第3条第1項の規定による届出をした者に対し、建築物環境評価書の内容について、指導又は助言を行うことができる。

第3章 建築物の環境配慮に係る評価結果の表示

(表示制度)

- 第6条 条例第17条第1項の規定による届出をした者は、条例第21条の規定に該当する場合を除き、別に定める方法により、条例第21条に規定する建築物環境性能表示を広く表示することができる。
- 2 第3条第1項の規定による届出をした者は、別に定める方法及び別に定める基準により、当該建築物の環境配慮に係る評価結果について、広く表示することができる。
- 3 前2項の規定による表示については、条例第17条第1項又は第3条第1項による届出 をしていない者は使用することができない。

(表示の届出)

- 第7条 前条の規定により表示を行った者は、その表示を最初に表示した日から 15 日以内に、建築物環境性能表示届出書(様式第4号)を知事に届け出るものとする。
- 2 前項の規定による届出を行った者は、当該届出に係る表示の記載事項を変更した場合 において、当該変更後の表示を最初に表示した日から 15 日以内に、建築物環境性能表示 変更届出書(様式第5号)を知事に届け出るものとする。
- 3 第3条第5項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第4章 雑則

(現地確認及び報告徴収)

第8条 知事は、建築物環境評価書に係る措置の実施状況について、職員に現地確認をさせ又は建築主等に対し報告を求めることができる。

(勧告)

第9条 知事は、虚偽の届出又は表示をした者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告 することができる。

(適用除外)

第 10 条 この要綱は、大阪市及び堺市の区域に存する建築物については、適用しない。

附則

この要綱は、平成22年10月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月26日から施行する。

					建築	築物環	境評価書						
											年	月	日
大	阪原	5 知	事 様										
		J	届出者	住 所									
				氏 名 (法人にあ	っては、	名称及	び代表者の日	氏名)					
建	築物の環	境配慮の	ための	適切な措	置に関す	-る要組	爾第3条第1	項の規定	三により.	、次のと	おり届い	け出ま	す。
建築	物の名称	尔											
建築	物の所を	E地											
	工事の種別			□新築	Ę	□増築	□改	(築	□既存	Ξ			
					金			規模	(延べ	面積)			
	用途及び規模 (増築又は改築の場合										m^2		
建築物	にあっては、当該増 築又は改築に係る部 分に関するもの)											m^2	
衆物の												m^2	
の概要		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,										m^2	
	敷地面積			m²	建築面積	(評価)	⊆係る部分)	m²	延べ面積	(評価に	系る部分)		m²
	構造				高さ			m	階数	地上	階、	 地下	階
	着手予定			年		日	工事完了-	予定年月	日		年	月	日
		意配慮の の評価結		講じよう	とする 		別添のとま	3 b					
敷地	内に上記	以外の建	築物が	ぶある場合	は裏面に	記入し	て下さい						
連	会社名	及び担当	者名										
絡先	電話番	号											
兀	電子メー	・ルアドレス	ζ.										
※大阪府受付欄													

備考1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

^{2 ※}印のある欄は、記入しないでください。

建築物の	建筑日	的をコ	「表に記入	17	下さい
建築が	(建) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注	Hソで. I			

□自社で使用	□販売・分譲用	□賃貸用	□その他()
--------	---------	------	-------	---

敷地内に表面記載以外の建築物がある場合は下表に記入して下さい。 (同一棟増築の場合はその既存部分も記入してください)

棟	用途	建築面積	延べ面積
1		m²	m²
2		m²	m²
3		m²	m²
4		m²	m²
5		m²	m²
		m²	m²
計		m²	m²

建築物工事完了届出書

年 月 日

大阪府知事様

届出者 住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

建築物の環境配慮のための適切な措置に関する要綱第3条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の名称					
建築物の所在地					
建築物環境評価書届出年 月日及び届出番号		年	月	日	号
工事完了年月日		年	月	日	
連	会社名及び担当者名				
選 終 発	電話番号				
76	電子メールアドレス				
※大阪府受付欄					

備考1 ※印のある欄は、記入しないでください。

美式第	3 号(建	建築物	勿の:	環境	竟配原	鼠のガ	こめの	の適	切な打	昔置し	こ関	する	要綱領	第4条	₹関係)						
							Ž	建築	物環	:境評	· 価	書変	更届	出書							
																		年		月	日
大	阪	府	知	事	様																
				届	出者	住	所	:													
						氏	名														
									ては、	名称	及び	代表	者の氏	名)							
建	築物の野	環境的	記慮	の7	ための	適切	口な措	昔置に	こ関す	る要	綱第	94条	:第1』	頁の規	定によ	り、ど	えのと	おり	届け	.田3	きす。
建築	物の名	称																			
建築	建築物の所在地																				
	建築物環境評価書届出年 月日及び届出番号						年		月		日								号		
変更	ヨかし トち		変	更前	前																
	『をしよ <i>》</i> 『る事項		変	更很	 爱																
変更	[の理由																				
変更	工事着	手子	·定年	下 月	日		4	丰	月	日		工事	第完了	予定學	年月日			年	月		日
連	会社名	5及で	が担	当者	者名																
絡	電話番	子																			
先	電子メ	ール	アドレ	ノス																	
 ※ 大	饭府受	付欄	1																		

備考1 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第4号(建築物の環境配慮のための適切な措置に関する要綱第7条関係)

		建多	築物環	境性能表示	示届出*	書						
									年	月	日	
大	阪府知事様											
	届出者	住 所										
		氏 名										
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)												
建	建築物の環境配慮のための適切な措置に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。											
建築	 物の名称											
建築	物の所在地											
建築物環境計画書又は建 築物環境評価書届出年月 日及び届出番号			年	月	日						号	
建築	物環境性能表示又は 物の環境配慮に係る 結果を表示した者	□建築主		□所有者		□販売	等受託者	旨				
販売	等受託者	住 所 氏 名 (法人にあっては	は、名称及	び代表者の氏	名)							
は建	に建築物環境性能表示又 築物の環境配慮に係る評 果を最初に表示した日		年	月	日							
連	会社名及び担当者名											
絡	電話番号											
先	電子メールアドレス											
※大阪府受付欄												

備考1 ※印のある欄は、記入しないでください。

² 広告又はその写しを添付してください。

様式第5号(建築物の環境配慮のための適切な措置に関する要綱第7条関係)

		建築物	物環境性	生能表え	示変更原	冨出 書	<u>*</u>			
								年	月	日
大	下版府知事様									
	届出者	住 所								
		氏 名								
		(法人にあっ	ては、名	称及び代	表者の氏	(名)				
建	築物の環境配慮のための	適切な措置に	こ関する	要綱第7	条第2	項の規	!定により、次のと	とおり届	け出ま	:す。
建築	物の名称									
建築	物の所在地									
建築物環境計画書又は建 築物環境評価書届出年月 日及び届出番号			年	月	日					号
は建	物環境計画書変更届出又 築物環境評価書変更届出 日及び届出番号		年	月	日					号
建築物の	物環境性能表示又は建築環境配慮に係る評価結果年月日及び番号		年	月	日					号
変更又は	後の建築物環境性能表示建築物の環境配慮に係る結果を表示した者	□建築主		□所有	者]販売等受託者			
販売	等受託者	住 所 氏 名 (法人にあって)	は、名称及	せい代表者(の氏名)					
表示	に変更後の建築物環境性能 又は建築物の環境配慮に係 西結果を最初に表示した日		年		月	Ħ				
連	会社名及び担当者名									
絡	電話番号									
先	電子メールアドレス									
※大	:阪府受付欄									

備考1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 広告又はその写しを添付してください。